



臨時代理議決

平成29年5月11日

第29号議案

平成29年5月府議会臨時会の議決を経るべき議案に  
対する意見について

京都府教育委員会基本規則第17条第10号の規定により、別紙のとおり  
報告します。

平成29年5月16日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

平成29年5月府議会臨時会提出見込議案のうち教育委員会関係議案に  
ついて、知事から意見を求められたので提出するものである。

## 別 紙

### 平成29年5月府議会臨時会の議決を経るべき 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成29年5月8日付け9財第53号で意見を求められました平成29年5月府議会臨時会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

#### 記

- 1 職員の退職手当に関する条例一部改正の件  
異議ありません。
- 2 平成28年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件  
異議ありません。

案 議 會 時 臨 會 議 府 都 京

平 成 29 年 5 月

平成29年 5月 京都市議会臨時会議案目次

第1号議案	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	1
第2号議案	財産取得の件	5
第3号議案	平成28年度京都市一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件	7
第4号議案	京都市府府税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件	19

第 1 号 議 案

職員の退職手当に関する条例一部改正の件

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 5 月 16 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

- ア 特定退職者であつて、次の表の左欄に掲げる者に相当する者としてそれぞれ同表の右欄に定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が雇用保険法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

1 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者	退職職員（第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）で退職したものをいう。以下同じ。）であつて、雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
2 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者	退職職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
3 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者	退職職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

第 1 号 議 案 職員の退職手当に関する条例一部改正の件

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、7の表の2の項左欄に掲げる者に相当する者と  
して同項右欄に定める者に該当し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法  
第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第11条第11項第5号中「公共職業安定所」の右に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹  
介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

39 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」および附則第5  
条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、7の表の2の項左欄に掲げる者に相当する者  
として同項右欄に定める者に該当し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安  
定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの  
とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、7の表の2の項左欄に掲げる者に相当する者  
として同項右欄に定める者に該当し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安  
定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照  
らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除  
く。）

とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第39項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）で退職したものをいう。次項において同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第11条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第11条第11項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第11条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。



### 第 3 号 議 案

#### 平成28年度京都市一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

平成28年度府債の最終的な発行見通しを得たこと等に伴い、平成28年度京都市一般会計予算を補正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日別記のとおり平成28年度京都市一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成29年5月16日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

#### 別 記

#### 平成28年度京都市一般会計補正予算（第10号）

平成28年度京都市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,947,808千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ953,740,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

第3号議案 平成28年度京都市一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

7

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		38,183,000	△221,602	37,961,398
	1 地方法人特別譲与税	36,129,000	2,786	36,131,786
	2 地方揮発油譲与税	1,945,000	△221,701	1,723,299
	3 石油ガス譲与税	108,000	△1,687	106,313
	4 地方道路譲与税	1,000	△1,000	0
5 地方交付税		176,685,000	445,874	177,130,874
	1 地方交付税	176,685,000	445,874	177,130,874
6 交通安全対策特別交付金		476,000	△6,288	469,712
	1 交通安全対策特別交付金	476,000	△6,288	469,712
9 国庫支出金		92,179,963	△551,887	91,628,076
	1 国庫負担金	58,410,159	△300,883	58,109,276
	2 国庫補助金	30,943,995	△251,004	30,692,991
12 繰入金		11,645,186	△249,874	11,395,312
	2 基金繰入金	11,382,008	△249,874	11,132,134
14 諸収入		114,626,047	△407,026	114,219,021
	8 雑収入	6,720,216	△407,026	6,313,190
15 府債		124,485,000	△957,000	123,528,000

歳 入		債 計		1 府	124,485,000	4957,000	123,528,000
歳 出		債 計		1 府	955,687,811	△1,947,803	953,740,008
歳 入	歳 出	項	補正前の額	補正額	計		
6 農林水産業費			27,731,975	△967,803	26,764,172		
		1 農業費	7,027,505	△182,026	6,845,479		
		4 農地費	5,338,310	△164,904	5,173,406		
		5 林業費	8,597,396	△620,873	7,976,523		
8 土木費			74,464,846	△980,000	73,484,846		
		2 道路橋りょう費	23,888,315	△449,000	23,439,315		
		3 河川海岸費	24,234,993	△190,000	24,044,993		
		4 港湾費	2,878,099	△141,000	2,737,099		
		5 都市計画費	5,537,106	△200,000	5,337,106		
10 教育費			227,945,052	0	227,945,052		
		1 教育総務費	21,301,078	0	21,301,078		
歳 入	歳 出	合 計	955,687,811	△1,947,803	953,740,008		

第3号議案 平成28年度京都市一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

第2表 府債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方法 利率%	限度額 千円	起債の方法 利率%
本庁舎老朽設備改修費	150,000	起債の方法 証券借入又は 証券発行(他 体の地方公共 体との共同発 行を含む。) 利率 年10.0以内	150,000	起債の方法 証券借入又は 証券発行(他 体の地方公共 体との共同発 行を含む。) 利率 年10.0以内
文化芸術施設整備費	61,000		61,000	
スポーツ拠点施設充実費	145,000		145,000	
総合庁舎整備費	140,000		140,000	
京都学・歴史館整備費	129,000		129,000	
北山文化環境ゾーン広 場・プロムナード整備費	234,000		234,000	
植物園魅力創出事業費	17,000		17,000	
ウトロ地区住環境改善事 業費	30,000		30,000	
けいはんなプラザ設備整 備費	11,000		11,000	
けいはんな新公共交通シ ステム推進事業費	20,000		20,000	
鉄道軌道安全輸送設備等 整備事業費	195,000		195,000	
鉄道駅舎バリアフリー化 設備整備事業費	85,000		85,000	
北近畿タンゴ鉄道支援費	38,000		38,000	

1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。  
 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。  
 3 必要に応じて繰上償還又は繰上償還をすることができる。

JR奈良線複線化・高速化整備事業費	411,000	411,000							411,000
鉄道駅利便性向上整備事業費	75,000	75,000							75,000
鉄道設備等安全性向上事業費	240,000	240,000							240,000
鉄道施設耐震強化事業費	35,000	35,000							35,000
まらづくり一体型西院駅整備促進事業費	100,000	100,000							100,000
青少年海洋センター整備費	55,000	55,000							55,000
市町村未来づくり交付金	1,000,000	1,000,000							1,000,000
公共空間活用推進事業費	7,000	7,000							7,000
民間社会福祉施設支援事業費	355,000	355,000							355,000
隣保館運営等助成費	45,000	45,000							45,000
高齢者共生型まらづくり事業費	150,000	150,000							150,000
障害者文化・スポーツ振興費	40,000	40,000							40,000
障害者施設整備助成費	235,000	235,000							235,000
医療施設等防火対策推進費	2,000	2,000							2,000
浴 南 寮 整 備 費	41,000	41,000							41,000

第3号議案 平成28年度京都市一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

起債の目的	補正		前		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別養護老人ホームA整備事業費	432,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.00以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)	432,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.00以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)
京都式地域包括ケアモデルプロジェクト事業費	796,000				796,000			2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。
「のびのび育つ」こども広域事業費	50,000				50,000			3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができ。
児童養護施設整備助成費	108,000				108,000			
精神保健福祉総合センター整備費	8,000				8,000			
保健環境研究所整備費	117,000				117,000			
ふるさと水確保対策事業費	200,000				200,000			
中丹東保健所整備費	486,000				486,000			
小児・周産期医療体制充実費	144,000				144,000			
石綿健康被害救済基金拠出金	19,000				19,000			
高等技術専門校整備費	20,000				20,000			
農業生産総合対策事業費	20,000				20,000			
京力農揚づくり事業費	12,000				12,000			
「丹後王国」食と文化・観光交流拠点整備費	15,000				15,000			

茶業研究所機能強化事業費	731,000	731,000							
農業基礎整備事業費	674,000	674,000							
国産精製農業基礎整備事業費負担金	659,000	659,000							
林業・木材産業等振興施設整備事業費	49,000	49,000							
林業「森世紀」創造戦略事業費	13,000	13,000							
造林事業費	371,000	371,000							
林道事業費	119,000	119,000							
治山事業費	1,022,000	1,022,000							
水産事務所整備費	2,000	2,000							
漁港事業費	162,000	162,000							
水産業経営構造改善対策事業費	3,000	3,000							
京都エコノミックス・ガバナンス支援強化事業費	398,000	398,000							
けいはんなオープンインベシヨンセンター活用推進事業費	70,000	70,000							
京都産業立地促進事業費	1,013,000	1,013,000							
陶磁器等工芸産地特別支援事業費	15,000	15,000							

第3号議案 平成28年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求めめる件

起債の目的	補正		補正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
北部産業創造センター(仮称)整備費	431,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は30年以内(償還期間を含む。)	431,000	1 償還期間は30年以内(償還期間を含む。)
けいはんなプラザ産業支援基盤整備費	235,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は30年以内(償還期間を含む。)	235,000	1 償還期間は30年以内(償還期間を含む。)
中小企業経営力強化事業費	142,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。	142,000	2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。
ものづくり技術応援事業費	8,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	8,000	3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
中小企業技術センター施設整備費	13,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内		13,000	
地域密着型社会資本整備事業費	2,008,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内		2,008,000	
府民公募型整備事業費	3,000,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内		3,000,000	
地域主導型公共事業費	200,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内		200,000	
安全強化公募型事業費	500,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内		500,000	
道路事業費	10,484,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内		10,392,000	
国直轄道路事業費負担金	3,919,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内		3,679,000	
河川事業費	6,306,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内		6,216,000	
砂防事業費	1,764,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内		1,764,000	
海岸保全事業費	29,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内		29,000	



国直轄河川事業費負担金	6,066,000	5,986,000
国直轄砂防事業費負担金	29,000	29,000
港湾事業費	295,000	269,000
国直轄港湾事業費負担金	810,000	720,000
街路事業費	1,020,000	975,000
都市公園事業費	249,000	249,000
自然公園事業費	137,000	137,000
国直轄公園事業費負担金	217,000	217,000
府営住宅建設事業費	1,035,000	1,035,000
交通安全施設整備費	1,319,000	1,319,000
警察本部庁舎建設費	158,000	158,000
南警察署用地取得費	224,000	224,000
交番・駐在所整備費	94,000	94,000
警察施設整備費	230,000	230,000
高等学校校舎等整備費	2,506,000	2,506,000

第3号議案 平成28年度京都市一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

起債の目的	補正		前		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別支援学校校舎等整備費	399,000	証券借入又は(他)証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	399,000	証券借入又は(他)証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
府立大学施設整備費	26,000							
医科大学附属病院等整備費	425,000							
私立学校教育振興補助金	168,000							
私立学校施設耐震化支援事業費	94,000							
社会福祉施設等安全対策事業費	50,000							
自然災害防止事業費	737,000							
現年発生補助災害林地荒廃防止施設復旧事業費	11,000							
過年発生補助災害土木復旧事業費	13,000							
現年発生補助災害土木復旧事業費	113,000							
単独災害土木復旧事業費	300,000							
京都府水道事業会計出資金	156,000							
退職手当債	9,870,000							
臨時財政対策債	47,921,000							

減収補填債	9,000,000						9,206,000		
計	124,485,000						123,528,000		

第3号議案 平成28年度京都市一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件